

産業構造審議会 産業技術環境分科会
地球環境小委員会 約束草案検討ワーキンググループ
の設置について

1. 趣旨

- 来年12月のCOP21では、2020年以降の国際枠組みが合意されることとなっており、COP19の決定に基づき、全ての国はCOP21に十分に先立って自主的に決定する約束草案を提出することが招請されている。
- 我が国の約束草案については、提出時期も含め、COP19での決定、各国の動向や将来枠組みに係る議論の状況、エネルギー政策やエネルギーミックスに係る国内の検討状況等を踏まえて検討していくこととされている。先月の国連気候サミットにおいては、安倍総理からCOP19の決定も踏まえ、出来るだけ早期に約束草案を提出することを目指す旨、表明したところ。
- 以上を踏まえ、約束草案提出に向けた検討作業を加速化すべく、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において審議を進めることとする。
- 具体的には、約束草案検討のために、産構審地球環境小委員会の下に「約束草案検討ワーキンググループ」を設置し、新たに中環審に設置される小委員会と合同で専門的審議を行い、必要に応じ、その審議状況を産業構造審議会地球環境小委員会と中央環境審議会地球環境部会の合同会合に報告するものとする。

2. 年内の主な審議事項について

- 地球温暖化対策・国際交渉の現状
- エネルギー政策の現状（総合エネ調3小委の検討状況）
- 非エネルギー起源温室効果ガス対策
（代替フロン等4ガス、廃棄物等）
- 低炭素社会実行計画
- エネルギー需要対策（省エネ対策）
- 国民運動 等